

自転車安全利用五則

自転車に乗るときの基本ルールです。正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう。

① 車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。

したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

自転車も車両です。信号や交通標識には従わなければなりません。

③ 夜間はライトを点灯

無灯火運転は危険です。

④ 飲酒運転は禁止

お酒を飲んだときは、自転車に乗ってはいけません。

⑤ ヘルメットを着用

自転車利用者による死亡事故のうち、多くの方が頭部を損傷しています。

道路交通法の改正により、自転車のヘルメット着用が全ての年齢を対象に努力義務と

されました。



反射材～薄暮・夜間はつけた光が命を守る～

反射材の有効性は？

○車のライトなどが当たると光を反射し、反射材をつけている人を車の運転者は57メートルくらい離れていても確認できます。

○反射材用品は腕や足など、歩くと動く部分に付けると、より効果があります。

反射材の種類は？

○靴のかかとやかばん、自転車の車輪（スポーク）などに貼るシールタイプや、キーホルダーなど色々なものがあります。

反射材の購入は？

○反射材用品は、日用雑貨店、ホームセンターなどで手軽に購入することができます。



実施機関

文京区、文京区教育委員会、区立小学校PTA連合会、区立中学校PTA連合会、文京区私立幼稚園連合会、東京国道事務所、東京都第六建設事務所、富坂警察署、大塚警察署、本富士警察署、駒込警察署、小石川消防署、本郷消防署、富坂交通安全協会、大塚交通安全協会、本富士交通安全協会、駒込交通安全協会、文京区町会連合会、文京区商店街連合会、文京区女性団体連絡会、文京区高齢者クラブ連合会、文京区民生・児童委員協議会

令和6年

秋の交通安全運動実施要領

9月21日(土)～9月30日(月)



スローガン

たくさんの笑顔が走る 首都東京

運動の重点

- (1) 反射材用品等の着用促進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- (2) 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- (4) 二輪車の交通事故防止

運動の目的

交通安全運動をきっかけに、文京区民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組に参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的とします。

文京区交通安全協議会

運動の重点に関する取り組み内容

項目	反射材用品等の着用促進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止	夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶	自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底	二輪車の交通事故防止	
家庭・地域では	<ul style="list-style-type: none"> ● 外出時には、明るい目立つ色の服装や反射材用品の着用の心掛けましょう。 ● 横断歩道を渡るなどの基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性について話し合い、交通安全意識の向上に努めましょう。 ● 運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めるなど、安全な横断方法を実践しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日の入り時間が早まる秋口以降は、夕暮れ時から夜間にかけて重大事故が多発しています。外出時には、明るい目立つ色の服装や反射材用品の着用を心掛けましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲酒運転は悪質な犯罪であることを認識し、飲酒による事故の悲惨さと責任の重大さについて話し合いましょう。 ● 自動車を運転することを知りながら酒を勧めたり、飲酒している人に自動車を貸したり、飲酒運転の自動車に同乗することも犯罪です。絶対にやめましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車安全利用五則を実践して、交通ルールを遵守しましょう。 ● ヘルメット未着用時の危険性やヘルメットの効果を話し合い、ヘルメットの着用を推進しましょう。 ● 自転車・特定小型原動機付自転車でも多額の賠償を請求される場合があります。加害者になりうることを認識し、自転車保険等に加入しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 二輪車事故は死亡に繋がる危険性が高いため、交通事故を防止するため安全運転を心掛けましょう。 ● 大切な人を失わないためにも、命の大切さや交通事故の責任について十分に話し合いましょう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ● 信号のない横断歩道に歩行者がいた場合、停止しなければなりません。交通ルールを遵守し、思いやりの気持ちを持って運転しましょう。 ● 視野を広く持ち、学校・保育園等や公園、福祉施設付近では徐行するなど注意して運転しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 夕暮れ時には早めにライトを点灯し、自動車や自転車近づいていることを他の車両や歩行者に知らせましょう。 ● 夜間の対向車や先行車がない時はハイビームを活用し、事故防止に努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「飲んだら乗らない・乗るなら飲まない」を絶対に守りましょう。 ● 二日酔いは飲酒運転です。運転する前日は深酒を控えましょう。 ● 自転車や特定小型原動機付自転車も車の仲間です。飲酒後は自転車等に乗ってはいけません。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 年齢に関わらず、自転車・特定小型原動機付自転車に乗る時は、ヘルメットを着用しましょう。 ● 原則として車道を通行し、信号や標識を守りましょう。 ● 自転車の利用者は自転車保険等に加入しなければなりません。 ● スマホやイヤホン使用、傘差し、並走等の危険な運転はやめましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己の運転技量を過信することなく、急な進路変更や加速、危険な割込みをせず、安全運転を心掛けましょう。 ● ヘルメットを正しく着用し、プロテクターや反射材用品も活用しましょう。 ● 違法・無用な路上駐車はやめましょう。
職場・学校等では	<ul style="list-style-type: none"> ● 反射材用品の着用を促進しましょう。 ● 歩行中の子どもの交通事故の特徴（飛び出しによる事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育を実施しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車・自転車ともに早めのライト点灯を励行しましょう。 ● 従業員が運転する場合は、夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を行いましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲酒運転根絶のポスターの掲示や警察署と連携した講習会の開催等により、飲酒運転をさせないための取り組みを行いましょう。 ● 二日酔いの確認や、宴会等での声掛けにより、飲酒運転をさせない環境を作りましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車安全利用五則を確認し、周知しましょう。 ● 児童・生徒に対し、ヘルメット着用を推進しましょう。 ● 従業員が自転車を運転する場合は、ヘルメットを着用させましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 警察署や二輪車販売店等と連携して、二輪車教室を開催するほか、ヘルメットの正しい着用、プロテクターの効果的な着用等、安全運転を指導しましょう。 ● 悪天候時の運転は抑制させましょう。

交通安全運動に関連する行事予定

☆ 後樂園駅頭キャンペーン

日時：9月24日（火）9時30分から
会場：礪川公園
問合せ先：富坂警察署交通課（☎3817-0110）

☆ 高齢者交通安全講話

日時：9月12日（木）10時から
会場：文京総合福祉センター
問合せ先：大塚警察署交通課（☎3941-0110）

☆ 高齢者交通安全教室

日時：9月12日（木）13時30分から
会場：文京シビックセンター4階
問合せ先：本富士警察署交通課（☎3818-0110）

☆ 交通安全運動スタートアップパレード

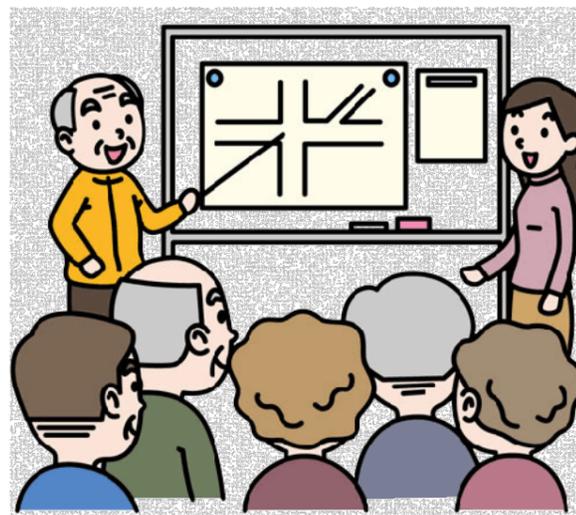
日時：9月21日（土）11時から
会場：よみせ通り商店街
問合せ先：駒込警察署交通課（☎3944-0110）

☆ 文京区交通安全区民のつどい

日時：9月22日（日・祝）13時から
会場：文京シビックホール小ホール
問合せ先：土木部管理課交通安全係（☎5803-1244）

9月30日は

「交通事故死ゼロを目指す日」



運動の進め方

文京区、警察署、交通安全協会をはじめとする関係機関・団体等は、相互に連携を図り、それぞれの所管及び地域の実態に応じ、運動の目的を踏まえ創意工夫を凝らした取り組みを行い、区民総ぐるみの運動となるよう努める。

文京区

- ◎ 実施要領と実施に伴う会議の開催、関係機関・団体との連絡調整
- ◎ 広報紙、各マスメディア等あらゆる広報媒体を活用した積極的な広報活動の展開による交通安全普及啓発活動の推進

文京区教育委員会

- ◎ 各学校、幼稚園への運動の周知徹底と安全教育の推進
- ◎ PTA等への協力要請と緊密な連携による安全教育の推進及び街頭指導活動の強化各種広報紙等での保護者への広報活動

警察署

- ◎ 関係機関・団体への交通事故情報の提供
- ◎ 各種広報紙、広報車等での広報活動
- ◎ 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- ◎ 運動の重点を指向した交通指導取締りの強化

交通安全協会

- ◎ 広報紙等の活用による広報・啓発の推進
- ◎ 各種行事の開催による運動の趣旨等の徹底
- ◎ 会員・関係団体との連携による街頭指導活動の推進

道路管理者

- ◎ 懸垂幕等の掲示による運動の周知徹底
- ◎ 道路パトロール等を通じ、その結果を踏まえた道路環境及び交通安全施設等の点検整備
- ◎ 交通事故多発路線等における安全対策の推進
- ◎ 自主的な交通安全活動の推進と各種行事への積極的な参加

安全運転管理者

- ◎ 従業員及び関係機関・団体への運動の周知徹底と広報紙等の活用による広報・啓発の推進
- ◎ 無謀運転防止のための安全運転管理の徹底
- ◎ 自主的な交通安全活動の推進と各種行事への積極的な参加

その他の関係機関・団体

- ◎ 職員及び関係機関・団体等への運動の周知徹底と広報紙等の活用による広報・啓発の推進
- ◎ 自主的な交通安全活動の推進と各種行事への積極的な参加